

芸術文化振興ビジョン改定に向けて

現行ビジョンの概要

《芸術文化の意義》

- 阪神・淡路大震災の教訓
 - 大震災の中で芸術文化が被災者を癒し、元気づけた。芸術文化が県民の暮らしに欠かすことのできない公共財であることが明確になった。
- 芸術文化の意義

ア 人間にとっての意義

- 人々を癒し明日への希望や勇気をもたらす
- 「想像力」や「表現力」などが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育成

イ 社会にとっての意義

- 地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成
- 人類共通の美や感動体験による世界の人々との共生
- 21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を促進

《基本目標》 芸術文化立県 ひょうご

（芸術文化が暮らしに息づき、
芸術文化で人や地域を元気に
する社会の実現）

◎ 4つの基本方向

- 芸術文化を創造・発信する
- 芸術文化の“場”を育て拡げる
- 文化力を高め、地域づくりに活かす
- みんなで支え、総合的に取り組む

《芸術文化の範囲》

文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって重要となる幅広い文化を対象とする。

《ビジョンの役割》

県：県民・団体などの参画と協働を基本に、国や市町との適切な連携関係を築きつつ、総合的・計画的、かつ、効率的・効果的な施策展開を図る指針とする
市町：県との密接な連携による効果的な芸術文化を進める指針とする
県民・団体：自主性・主体性を最大限に発揮しながら、芸術文化活動や活動支援を行う場合の指針とする

《計画期間》

2004～2015 (H16～27) 年

改定ビジョン骨子案

《ビジョン改定の基本的な考え方》

基本目標及び4つの基本方向は維持しつつ、今後6年間で重点的に取り組むべき項目を明示するとともに、新たに成果指標を設定する

改定ビジョンの重点取組項目

重点1 県民誰もが身近に芸術文化にふれる機会の充実

★県民誰もが身近に芸術文化にふれられるよう、芸術文化鑑賞機会の地域偏在を補うアウトリーチ活動や、若者が本物の芸術文化にふれる機会の充実等を図り、将来芸術文化を担う人材の育成・確保に取り組む。

重点2 「ふるさと意識」に根ざした兵庫の文化の継承・発展

★県民がふるさとに誇りを持ち、愛着を感じ、地域が活性化されるよう、郷土芸能や文化遺産の保存・継承・発展に取り組む、兵庫の文化力の一層の向上を図る。

重点3 兵庫の分厚い文化力の国内外への積極的な情報発信

★芸術文化情報の効果的な発信と、東京オリンピック・パラリンピック (H32)、関西ワールドマスターズゲームズ (H33) の開催に合わせた国際的な事業展開により積極的に情報発信し、兵庫の分厚い文化力を国内外へアピールする。

重点4 芸術文化施設の適切な維持・保全と活性化の推進

★芸術文化施設が拠点機能として一層の役割を果たすため、施設の機能向上や長寿命化に対応した改修により安全・安心・快適な施設づくりを進めるとともに、一層の利活用を図る。

計画期間

2015～2020 (H27～32) 年を計画期間とし、必要に応じて随時見直す

成果指標

- (指標1) 「住んでいる地域で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合」 H26: 40.7% → H32: **50%**
(指標2) 「住んでいる地域で、自慢したい地域の「宝」(風景や産物、文化など)があると思う人の割合」
H26: 49.3% → H32: **60%**

ビジョン改定の経緯

- 平成16年度の「芸術文化振興ビジョン」の策定により、芸術文化施設の整備が進み、拠点施設における公演、展覧会や青少年体験事業などを通じて県民が芸術文化に触れる機会が増えている。
- 一方、少子高齢化の進展や人口の偏在化により、芸術文化の鑑賞機会の偏在や伝統文化の継承の危機などの課題も顕著化している。
- このため、これまでの成果とこれらの時代潮流の変化等を踏まえ、芸術文化が県民の暮らしに息づき、人や地域を元気にする「芸術文化立県ひょうご」をさらに推進するため、本ビジョンを改定する。

《本県の芸術文化施策の進展（主なもの）》

(1) 拠点施設の整備

- H17.10 芸術文化センター開館
- H17.10 陶芸美術館開館
- H19.10 考古博物館開館
- H24.11 横尾忠則現代美術館開館

(2) 新たな事業展開

- 新進若手芸術家の発掘・育成
 - ひょうごアーティストサロン設置 (H18～)
- 地域で多様な“場”を育て拡げる
 - 芸術文化センター管弦楽団アウトリーチ活動 (H20～)
- 青少年の芸術文化鑑賞機会の提供
 - 芸術文化センターわくわくオーケストラ (H18～)
 - ピッコロわくわくステージ (H22～)
- 地域の文化、伝統文化の継承・発展の支援
 - ふるさと芸術文化発信プロジェクト事業 (H18～)
 - ふるさと芸術文化振興事業 (H18～)
 - 伝統文化体験フェスティバル (H18～)・体験教室 (H19～)

《国の芸術文化施策の動向》

(1) H13.11 文化芸術基本法制定

- H14.12 第1次基本方針
 - H19.2 第2次基本方針
 - H23.2 第3次基本方針
- 「文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、『文化芸術立国』をめざすべき」

(2) H24.6 劇場、音楽堂の活性化に関する法律制定

(3) H24.9 古典の日に係る法律制定

(4) H26.3 文化芸術立国中期プラン公表

東京オリンピック開催の2020年までを文化芸術振興のための『計画的強化期間』と位置づける「～2020年に日本が『世界の文化芸術の交流のハブ』となる～」

(5) H26.3 第4次基本方針策定に向けて文化審議会へ諮問

(3) 情報化の進展

- ①生活に浸透する情報通信技術
- ②コミュニケーション手段の多様化

(4) 公と民をめぐる変化

- ①地域づくり活動の拡大と担い手の多様化
- ②市町合併の進展
- ③地方分権改革の進展と関西広域による自立的な圏域形成の動き
- ④行財政構造改革の取組

《時代潮流の変化》

(1) 人口構造の変化

- ①本格的な人口減少社会の到来
- ②少子高齢化の進展
- ③人口の偏在化

(2) 価値観や豊かさの変容

- ①心の豊かさの重視、社会貢献意識の高まり
- ②停滞する生活の向上感、満足感
- ③顕著な雇用格差

基本方向

(1) 芸術文化を創造・発信する

- ①芸術文化を担い、育て、つなげる人材を育成する
- ②芸術文化の拠点機能を高める
- ③芸術文化の発信力を強化する

(2) 芸術文化の“場”を育て拡げる

- ①地域で多様な“場”を育て拡げる
- ②青少年が本物の芸術文化に親しむ
- ③芸術文化を通じた世代間交流を促進する
- ④芸術文化施設を活用し、適切に維持・保全する

(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす

- ①生活文化を高める
- ②伝統文化、地域文化資源を活用して、地域の文化力を高める
- ③まちづくりを進める
- ④産業づくりを進める

(4) みんなで支え、総合的に取り組む

- ①県民自らが芸術文化を支え育てる
- ②県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制を整備する

展開方向

主な取組

- 若手芸術家の発掘・育成 (重点1)
- 芸術文化プロデューサーやコーディネーターの育成
- 芸術文化事業の企画、実施
- 県内外の芸術文化施設とのネットワークの拡充、充実 (重点4)
- ICT等を活用した芸術文化の情報発信 (重点3)
- 東京オリンピック等の開催に合わせた本県の文化力を活かした国際的な芸術文化事業の展開 (重点3)
- 芸術家等が地域へ外向くアウトリーチ事業の推進 (重点1)
- 高齢者や障害者の芸術文化活動への支援
- 青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実 (重点1)
- 親への啓発や親子交流の促進 (重点1)
- 芸術文化を通じた世代間交流の仕掛けづくり (重点2)
- 安全・安心・快適な施設づくり (重点4)
- 施設の効率的な運用と活性化の推進 (重点4)
- 学校や家庭、地域での伝統文化教育の充実 (重点2)
- 伝統文化や伝統芸能などの継承、発展 (重点2)
- 地域住民に対する地域文化の普及、啓発 (重点2)
- 文化財等地域の文化資源の活用支援 (重点2)
- 地域の文化力等を活用したまちづくりの推進 (重点2)
- 芸術文化を活用した街並みや景観づくりの促進
- 芸術文化を活用した新産業の創出と既存産業の活性化
- 芸術文化を活用したツーリズム産業の振興
- 芸術家を支え育てる目を持つ観客の育成 (重点1)
- 県民等の参画と協働の促進
- 企業メセナ、個人メセナの促進
- 芸術文化振興に関する県行政の連携体制の整備
- 国、関西広域連合、市町、団体、企業等との連携体制の確立 (重点3)